

●香川県告示第65号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成30年3月16日から同年4月6日まで一般の縦覧に供する。

平成30年3月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 善通寺綾歌線（22号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市川西町南字中方乙46番 1地先から 丸亀市飯山町東小川字中野 1964番1地先まで	前	8.9~20.2	251	防災安全社会資本整備交 付金事業による道路整備 工事
	後	8.9~52.4 9.0~71.8	251 269	